

# 令和2年度 国民健康保険税の計算方法

年間保険税額	=	<b>医療保険分</b>	+	<b>後期高齢者 支援金分</b>	+	<b>介護納付金分</b>
$\frac{\text{加入月数}}{12\text{ヶ月}}$		加入者すべての方が対象		加入者すべての方が対象		加入者で40歳以上65歳未満の方（介護保険の第2号被保険者）が対象

## ● 医療保険分 : 国保に加入している全ての方が対象。 賦課限度額：63万円

所得割	=	$\left[ \begin{array}{l} \text{国保加入者の令和元年中の} \\ \text{所得額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ 330,000\text{円} \end{array} \right] \times 7.90\%$	①
資産割	=	$\begin{array}{l} \text{国保加入者の令和2年度の} \\ \text{固定資産税のうち、土地・家} \\ \text{屋にかかる部分の額} \end{array} \times 19.50\%$	②
均等割	=	国保加入者一人あたりにかかる額 : <b>27,600円</b>	③
平等割	=	一世帯あたりにかかる額 : <b>29,400円</b> (特定世帯は14,700円) (特定継続世帯は22,050円)	④

## ● 後期高齢者支援金分 : 国保に加入している全ての方が対象。 賦課限度額：19万円

所得割	=	$\left[ \begin{array}{l} \text{国保加入者の令和元年中の} \\ \text{所得額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ 330,000\text{円} \end{array} \right] \times 1.95\%$	⑤
資産割	=	$\begin{array}{l} \text{国保加入者の令和2年度の} \\ \text{固定資産税のうち、土地・家} \\ \text{屋にかかる部分の額} \end{array} \times 6.00\%$	⑥
均等割	=	国保加入者1人あたりにかかる額 : <b>7,400円</b>	⑦
平等割	=	1世帯あたりにかかる額 : <b>7,900円</b> (特定世帯は3,950円) (特定継続世帯は5,920円)	⑧

## ● 介護納付金分 : 国保に加入している40歳以上65歳未満の方が対象。 賦課限度額：17万円

所得割	=	$\left[ \begin{array}{l} \text{第2号被保険者の令和元年中} \\ \text{の所得額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ 330,000\text{円} \end{array} \right] \times 1.95\%$	⑨
資産割	=	$\begin{array}{l} \text{第2号被保険者の令和2年度} \\ \text{の固定資産税額のうち、土地・} \\ \text{家屋にかかる部分の額} \end{array} \times 6.50\%$	⑩
均等割	=	第2号被保険者1人あたりにかかる額 : <b>8,300円</b>	⑪
平等割	=	1世帯あたりにかかる額 : <b>7,000円</b>	⑫

## ● 年間保険税額

40歳以上65歳未満の方がいない世帯	①～⑧の合計額 (医療分+後期分)
40歳以上65歳未満の方がいる世帯	①～⑫の合計額 (医療分+後期分+介護分)

### ▶ 軽減判定

軽減対象になる世帯（医療分・支援分・介護分ともに**均等割額**と**平等割額**が軽減になります。）

<b>7割軽減</b>	総所得が <b>330,000円</b> 以下の世帯
<b>5割軽減</b>	総所得が <b>330,000円</b> + { <b>285,000円</b> × 被保険者数（旧国保被保険者含む）} 以下の世帯
<b>2割軽減</b>	総所得が <b>330,000円</b> + { <b>520,000円</b> × 被保険者数（旧国保被保険者含む）} 以下の世帯

※1月1日に65歳以上で年金所得がある場合、公的年金所得から15万円を控除した後の所得で軽減判定します。（公的年金所得が15万円に満たない場合はその全額を差し引きます。）

※国保に加入していない世帯主（擬主）や、旧国保被保険者（国保から後期高齢者へ移行した方）の所得も軽減判定の際は対象となります。

※未申告の場合は軽減されません。

### ▶ 特定世帯・特定継続世帯に対する軽減

これまで国民健康保険であった方が後期高齢者制度に移行したことにより、同じ世帯に国民健康保険の加入者が1人だけとなった世帯（**特定世帯**）の医療分と後期分の平等割を5年間2分の1軽減します。

また、特定世帯の期間が5年を経過した世帯（**特定継続世帯**）は、その後3年間医療分と後期分の平等割を4分の1軽減します。（世帯主の変更を伴う異動があった場合は、軽減措置の対象外となります。）

# 令和 2 年度 国民健康保険税の制度改正点

## ● 所得が低い世帯の軽減措置の拡大（国）

国民健康保険税では、昨年中の世帯の所得が基準額以下の場合、均等割と平等割が所得に応じて 7 割・5 割・2 割軽減がされます。

令和 2 年度は、5 割・2 割軽減の対象となる世帯が次のとおりとなりました。

### ○ 2 割軽減

改正前	総所得が（33 万円 + 51 万円 × 被保険者数）以下の世帯
改正後	総所得が（33 万円 + <b>52 万円</b> × 被保険者数）以下の世帯

### ○ 5 割軽減

改正前	総所得が（33 万円 + 28 万円 × 被保険者数）以下の世帯
改正後	総所得が（33 万円 + <b>28.5 万円</b> × 被保険者数）以下の世帯

## ● 課税限度額の引き上げ（国）

国民健康保険税は、「医療保険分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」の合計が税額になります。

令和 2 年度は、医療保険分と介護納付金分の賦課限度額を引き上げました。

改正前		改正後	
医療保険分	61 万円	医療保険分	<b>63 万円</b>
介護納付金分	16 万円	介護納付金分	<b>17 万円</b>

## ● 期割税額の端数調整額の変更（身延町独自）

令和 2 年度から国民健康保険税の期割税額の端数調整を 1,000 円未満から 100 円未満にいたしました。これにより 1～9 期の税額の均衡がはかれます。